

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 派遣労働者数 | 0名（令和6年1月時点） |
| ② 派遣先事業所数 | 0事業所（令和6年1月時点） |
| ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 0円（令和5年度） |
| ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 0円（令和5年度） |
| ⑤ マージン率 | 0% |

労働者派遣に関する料金の額に平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を当該労働者派遣に関する料金の額に平均額で除して得た割合（マージン率）

※賃金以外の額は、社会・労働保険料・福利厚生・教育研修等も含まれています。

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定を締結しているか否か：締結あり
当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社従業員として派遣労働者として業務に従事するもの
当該協定の有効期間の終期：2024年3月31日
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
コンプライアンス講習・セキュリティ研修・階層別研修・資格取得支援等を実施しています

株式会社クリル
許可番号 派42-300352